

医療機関、調剤薬局	各位		
		茂木町長	古口 達也
茂木町こども医療費およびひとり親家庭医療費助成制度の変更について (依頼)			

平素より本町福祉行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本町で実施しておりますこども医療費助成制度につきましては、現在中学 3 年生までを助成対象としており、未就学児までは県内医療機関等において「現物給付」を実施しておりますが、平成 31 年 4 月診療分より助成対象年齢を中学 3 年生（15 歳に達する日以後の 3 月 31 日）まで拡大し「現物給付」といたします。

また、ひとり親家庭医療費助成制度につきましては、現在未就学児のみをこども医療費で対応しており、小学生以上につきましてはこども医療費助成制度同様償還払いとしてきましたが、平成 31 年度 4 月診療分より中学 3 年生（15 歳に達する日以後の 3 月 31 日）までの児童および中学 3 年生までの児童がいる保護者の「現物給付」を実施いたします。ただし、児童につきましてはこども医療費受給資格証のみを交付いたしますので、こども医療費助成制度の方でご対応いただくこととなります。

本制度の実施にあたりまして関係者皆様のご協力が不可欠でございますので、下記のとおり制度の趣旨等をご理解いただき、円滑な運営に向けて今後ともご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

【こども医療費助成制度について】

1. 平成 31 年 4 月 1 日からの茂木町こども医療費助成制度の概要

- (1) 受給対象者 茂木町に住所を有する 15 歳（15 歳に達する日以後の 3 月 31 日）までの児童
- (2) 助成内容 保険診療の自己負担分および入院時食事療養費
- (3) 助成方法 栃木県内医療機関等のみ現物給付
- (4) 法令による公費負担制度との関係
 - ・生活保護については、生活保護を優先します。
 - ・その他の公費負担制度（自立支援医療・育成医療等）が適用される病気やけがについては、その制度を優先します。ただし、自己負担金がある場合は、その額をこども医療費助成制度の対象とします。

2. 現物給付として取り扱えない場合《償還払い》

- (1) 茂木町発行のこども医療費受給資格者証の提示がない場合
- (2) 県外の医療機関等で受診した場合
- (3) 保険給付における療養費払い（高額療養費除く）のもの
- (4) 学校、保育園、幼稚園等の管理下で発生した病気やけがにかかる医療費が、独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施する「災害共済給付制度」の対象になる場合
 （災害救済給付制度が優先となり、茂木町こども医療費助成制度の対象となりません。窓口で自己負担金の徴収をお願いします。）

裏面もご確認ください

3. 現物給付対象年齢引き上げによる注意点

対象者の年齢により、こども医療費受給資格証が異なります。窓口での確認をお願いいたします。

年齢区分	公費番号	受給資格証の色	栃木県内診療
未就学児	60090628	うすだいだい色	現物給付
小学生	80090624	ピンク色	
中学生	80091622	水色	

【ひとり親家庭医療費助成制度について】

1. 平成31年4月1日からの茂木町ひとり親家庭医療費助成制度の概要

- (1) 受給対象者 茂木町に住所を有する15歳（15歳に達する日以後の3月31日）までの児童がいる保護者
- (2) 助成内容 保険診療の自己負担分（入院時食事療養費は助成対象外）
- (3) 助成方法 栃木県内医療機関等のみ現物給付
- (4) 法令による公費負担制度との関係
 - ・生活保護については、生活保護を優先します。
 - ・その他の公費負担制度（自立支援医療・育成医療等）が適用される病気やけがについては、その制度を優先します。ただし、自己負担金がある場合は、その額をひとり親家庭医療費助成制度の対象とします。

2. 現物給付として取り扱えない場合《償還払い》

- (1) 茂木町発行のひとり親家庭医療費受給資格者証の提示がない場合
- (2) 県外の医療機関等で受診した場合
- (3) 保険給付における療養費払い（高額療養費除く）のもの
- (4) 学校、保育園、幼稚園等の管理下で発生した病気やけがにかかる医療費が、独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施する「災害共済給付制度」の対象になる場合
 （災害救済給付制度が優先となり、茂木町ひとり親家庭医療費助成制度の対象となりません。窓口で自己負担金の徴収をお願いします。）

3. 現物給付対象年齢引き上げによる注意点

中学3年生までの児童がいる保護者のみ現物給付対象となります。窓口での公費番号の確認をお願いいたします。

年齢区分	公費番号	受給資格証の色	栃木県内診療
中学3年生までの児童がいる保護者	82090622	きみどり色	現物給付

担当：茂木町役場保健福祉課福祉係
 電話番号：0285-63-5631

お問い合わせ窓口